

# 所得税・町県民税の

# 申告は

## [ 申告期間 ] 2月16日～3月15

池田町では、確定申告期間前に事前申告説明会を行います。是非ご利用ください。(広報1月号にも掲載しています)

### 池田町還付申告説明会

(住宅借入金等特別控除)

日時 2月3日(木) 午前の部 午前9時30分～正午(開始時間厳守)  
 午後の部 午後1時～午後4時(開始時間厳守)

場所 池田町中央公民館 第1会議室

対象となる方 平成16年中に住宅を新たに取得または大規模な増改築を行って、償還期間が10年以上の住宅ローンがあり、一定の要件に当てはまる給与所得者の方

持物 上記の「持参していただくもの」の他に住民票の写し、家屋の登記簿謄本(敷地の購入に係るローンがある人は敷地の登記簿謄本)、家屋の売買契約書または工事請負契約書の写し、若しくは請求書と領収書等、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

詳しくは、大垣税務署個人課税第一部門(0584-78-4104ダイヤルイン)へお問い合わせください。

### 池田町還付申告説明会

(医療費控除等)

日時 2月8日(火) 午前の部 午前9時30分～正午  
 午後の部 午後1時～午後4時

場所 池田町中央公民館 第1会議室

対象となる方 給与所得者で平成16年中に10万円(総所得金額等が200万円未満の方は、その金額の5%)以上の医療費を支払った人。会社を年の途中で退職して年末調整が済んでいない人、のいずれかの人が対象です。ただし、その他の所得がある人は、2月16日からの申告相談で受け付けます。

持物 上記の「持参していただくもの」の他に医療費控除を受ける方は、領収書をかかった人ごと、支払先別に集計して持ってきてください。

### 税務署による確定申告会場

日時 2月3日(木)～3月15日(火)(土・日・祝日を除く)  
 午前9時～午後5時

場所 大垣市民会館

大垣税務署内には確定申告会場を設けておりません。(用紙の交付及び申告書の提出のみとさせていただきます。)

申告会場では、確定申告のご不明な点についてのワンポイントアドバイスを行っておりますので、申告書をご自身で作成して提出することができます。

### ホームページで申告書が作成できます!

- ・国税庁のホームページで所得税の申告書が作成できます。
  - ・申告用紙や申請書・届出書等の様式をダウンロードすることもできます。
  - ・詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。 <http://www.nta.go.jp>
- インターネット以外で申告書の用紙や作成の手引きを手に入れるには?  
 大垣税務署1F窓口又は管内各市町村役場に用意しております。
- 申告書の提出は?  
 大垣税務署にご提出ください。
- (送付先) 〒503-8556大垣市丸の内2-30 大垣税務署

#### 持参していただくもの

- \* 印鑑
- \* 平成16年1月1日～12月31日までの収入に関する書類、収支内訳書等(収入が確認できる書類)
- \* 源泉徴収票(給与・年金ともに原本)
- \* 生命保険料控除、損害保険料控除の証明書・国民年金保険料領収書・国民健康保険料領収書

#### 混雑解消のためにご協力を

- \* 申告期間中は会場が大変混雑します。待ち時間を少なくするためにも、次の点にご協力ください。
- \* 申告書は必ず開封し、住所と氏名を記入しておく。
- \* 医療費控除のための領収書は、かかった人ごとに、支払った相手(病院、医院、
- \* 医療費控除に伴う医療費領収書はか所得控除の対象となるもの
- \* 申告者本人名義の還付金受領用銀行名および口座番号
- \* 筆記用具・計算機

- \* 薬局等)を別にして集計。どんな用紙でもよろしいが、明細書は役場税務課にもあります。
- \* 営業・不動産・農業所得のある方は、収支内訳書にあらかじめ記入をして持参。
- \* 給与や年金の源泉徴収票は必ず持参。無かった場合は再発行をしましょう。
- \* 医療費控除のための領収書の集計や収支内訳書の記入がされていない場合は申告相談をお受けできない場合があります。
- \* 土地、建物等の譲渡所得がある場合は大垣税務署の申告会場をご利用ください。